

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができることと定めている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(平成17年法律第113号)の施行に伴い、4月1日より本学役員報酬規程第5条による基本給を「1,065,000円」から「994,000円」に減額。ただしこの法律の施行日の前日から引き続き同一の基本給を受ける役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給。また「調整手当」を廃止し、新たに「地域手当」「単身赴任手当」を新設した。

理事

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(平成17年法律第113号)の施行に伴い、4月1日より本学役員報酬規程第5条による基本給を「701,000円から988,000円の間で学長が定める額」から「654,000円から922,000円の間で学長が定める額」に減額。ただしこの法律の施行日の前日から引き続き同一の基本給を受ける役員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給。また「調整手当」を廃止し、新たに「地域手当」「単身赴任手当」を新設した。

理事(非常勤)

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(平成17年法律第113号)の施行に伴い、4月1日より本学役員報酬規程第12条による非常勤役員手当を「120,000円」から「113,000円」に減額。ただしこの法律の施行日の前日から引き続き同一の非常勤役員手当を受ける役員で、その者の受ける非常勤役員手当が同日において受けていた非常勤役員手当に達しないこととなる役員には、非常勤役員手当のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給。

監事(非常勤)

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(平成17年法律第113号)の施行に伴い、4月1日より本学役員報酬規程第12条による非常勤役員手当を「100,000円」から「94,000円」に減額。ただしこの法律の施行日の前日から引き続き同一の非常勤役員手当を受ける役員で、その者の受ける非常勤役員手当が同日において受けていた非常勤役員手当に達しないこととなる役員には、非常勤役員手当のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,856	千円 12,780	千円 5,344	千円 511 (地域手当) 221 (通勤手当)		
理事 (3人)	千円 44,391	千円 29,520	千円 12,990	千円 1180 (地域手当) 209 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)	4月1日1名	3月31日2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,328	千円 2,328	千円 0	千円 0	4月1日1名	

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価および生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円 2,103	年 月 2 0	H18年3月31日	-	退職手当の算定にあたり、業績が「標準」のため退職手当の額を増額も減額も行っていない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、中長期的な観点から任期制の活用を推進した人事管理計画を行い、人件費の管理を講じている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給(昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。
基本給(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分により昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(平成17年法律第113号)の施行に伴い、4月1日より基本給表を改定し、俸給表の水準を全体として平均4.8%の引き下げを行なった。ただし、この法律の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給した。
また、「調整手当」を廃止し、新たに「地域手当」を新設した。「地域手当」の支給率は6%であるが、経過措置として、平成18年度は4%の支給率にて支給した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	302	39.4	6,913	5,019	134	1,894
事務・技術	118	35.0	4,845	3,597	191	1,248
教育職種(大学教員)	183	42.3	8,256	5,943	98	2,313
その他医療職種(看護師)	1					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

非常勤職員	人 77	歳 35.3	千円 4,803	千円 4,674	千円 34	千円 129
事務・技術	人 13	歳 37.0	千円 3,136	千円 2,370	千円 202	千円 766
教育研究系 有期契約職員	人 64	歳 34.9	千円 5,141	千円 5,141	千円 0	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については、該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が一人のため当該人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

注4:非常勤職員の「教育研究系有期契約職員」とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注5:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については、該当者がいないため省略した。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
				うち通勤手当		
常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

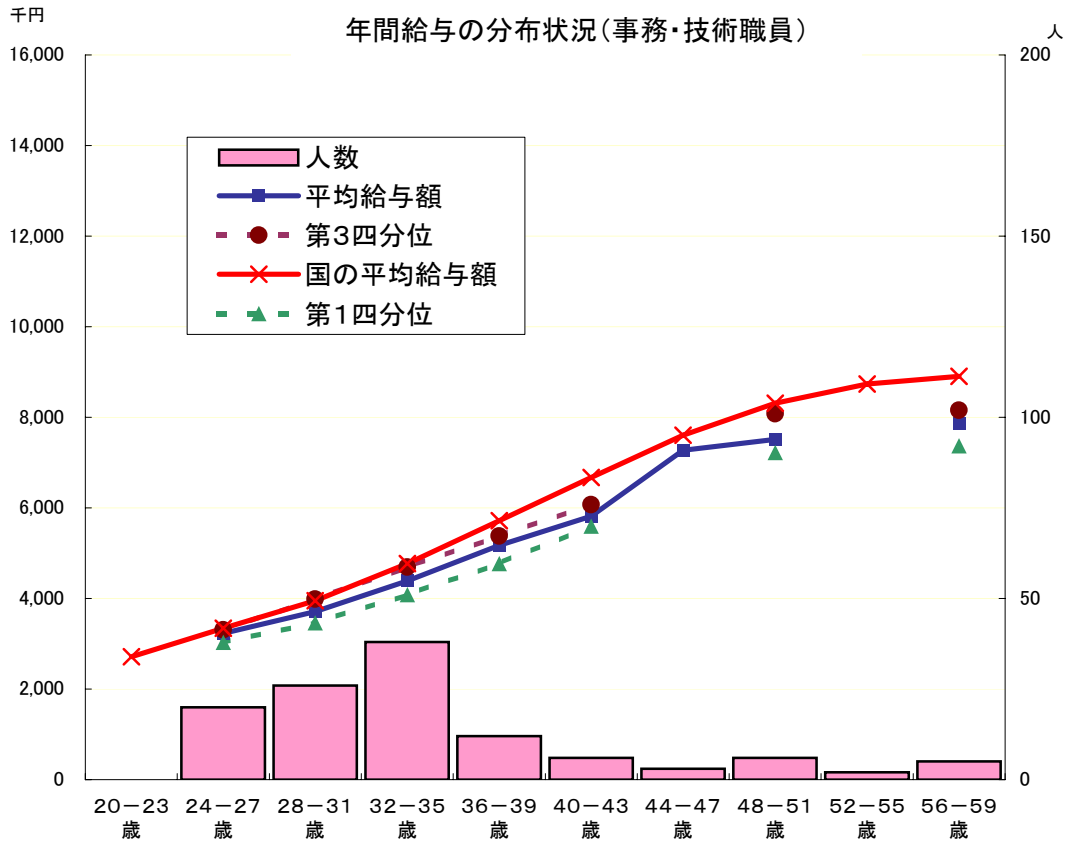
非常勤職員	人 64	歳 34.9	千円 5,141	千円 5,141	千円 0	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育研究系 有期契約職員	人 64	歳 34.9	千円 5,141	千円 5,141	千円 0	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育研究系有期契約職員」とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注3:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

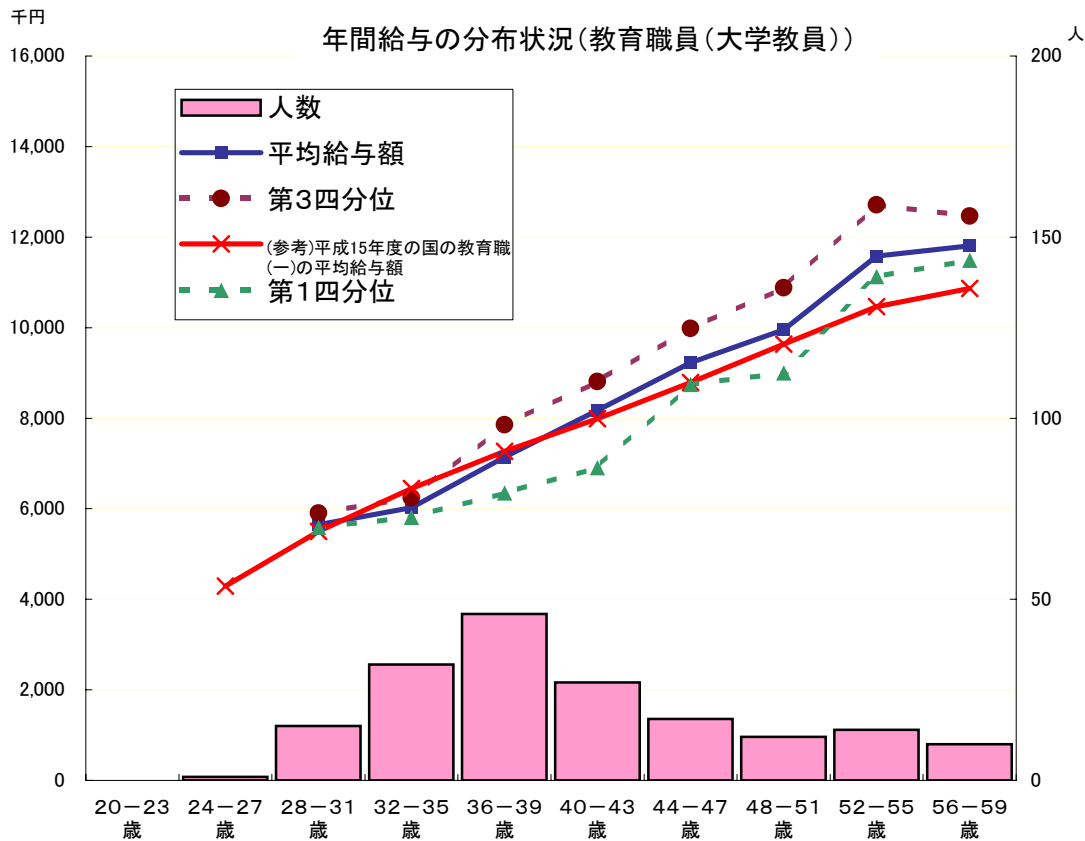
注2:年齢44～47歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから第1・3分位折れ線については表示していない。

注3:年齢52～55歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均給与額については表示していない。また第1・3分位折れ線についても表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1		-	-	-
課長	5	51.9	8,154	8,645	9,224
課長補佐	8	47.6	5,299	6,637	7,351
係長	22	41.0	5,078	5,643	6,202
主任	9	35.6	4,342	4,601	4,770
係員	73	30.3	3,319	3,784	4,226

注:部長については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下については記載していない。



注:年齢24~27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与額については表示していない。また第1・3分位折れ線についても表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	54	52.6	10,509	11,259	11,942
准教授	42	41.2	7,880	8,351	8,769
助教	80	36.3	5,825	6,197	6,572
助手	4	40.0	-	6,297	-
教務職員	3	34.8	-	4,388	-

注1:助手については該当者が4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから第1・第3分位については記載していない。

注2:教務職員については該当者が3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在) (事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	118	該当者なし (-%)	該当者なし (-%)	該当者なし (-%)	1 (0.8%)	3 (2.5%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	56～46
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	～	～	～	6,842～ 6,113
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	～	9,269～ 8,498

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	(118)	3 (2.5%)	5 (4.2%)	27 (22.9%)	55 (46.6%)	24 (20.3%)
年齢(最高 ～最低)		59～51	58～48	55～33	37～26	31～24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,014～ 5,255	5,367～ 5,076	5,143～ 3,239	3,647～ 2,399	2,719～ 2,206
年間給与 額(最高～ 最低)		8,154～ 7,373	7,404～ 7,110	7,100～ 4,569	4,868～ 3,321	3,713～ 3,019

注:7級における該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年齢以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		学長が特に必要と認める教員	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	183	該当者なし (-%)	54 (29.5%)	42 (23.0%)	該当者なし (-%)	84 (45.9%)	3 (1.6%)
年齢(最高 ～最低)			64～39	59～33		53～27	42～28
所定内給 与年額(最高 ～最低)			9,711～ 6,637	6,947～ 4,122		5,412～ 3,892	3,526～ 2,772
年間給与 額(最高～ 最低)			13,531～ 9,444	9,567～ 5,713		7,386～ 5,345	4,824～ 3,802

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率 (事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 65.5	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 34.5	% 34.6
	最高～最低	% 43.1～32.0	% 39.4～29.3	% 41.2～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.9	% 68.2	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.1	% 31.8	% 32.4
	最高～最低	% 33.6～31.4	% 38.5～28.6	% 36.3～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 67.0	% 65.0	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.0	% 35.0	% 34.1
	最高～最低	% 33.6～32.4	% 38.2～30.0	% 36.1～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.8	% 68.1	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.2	% 31.9	% 32.5
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 38.7～29.1	% 40.5～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標 (事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	92.4
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	100.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	101.0
------------------------	-------

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の 平成15年度の国の教育職(一)との比較指標	101.9
--------------------------------------	-------

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,691,347	千円 2,736,514	千円 (%) △ 45,167 (△1.7)	千円 (%) △ 43,392 (△1.6)
退職手当支給額 (B)	千円 235,424	千円 96,542	千円 (%) 138,882 (143.9)	千円 (%) 181,732 (338.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 971,329	千円 1,007,646	千円 (%) △ 36,317 (△3.6)	千円 (%) 50,939 (△5.0)
福利厚生費 (D)	千円 415,304	千円 346,502	千円 (%) 68,802 (19.9)	千円 (%) 74,859 (22.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,313,404	千円 4,187,204	千円 (%) 126,200 (3.0)	千円 (%) 162,260 (3.9)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。また、当年度より受託研究費その他競争的資金等で雇用される職員の法定福利費については、「福利厚生費」に計上している。

総人件費について参考となる事項

本学では「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを中期目標に掲げて、中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

- ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給額」 「2,736,514千円」
- ・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給額」 「2,691,347千円」
- ・当年度までの人件費削減率 「△1.7%」
- ・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給額」 「2,691,347千円」
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 「3,024,683千円」
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) 「△11.0%」

「給与、報酬等支給総額」が1.7%減となっているのは、教員人件費については優秀な教員の採用に努めたにも関わらず、前年度と比べて1.0%の増加に抑えたこと、及び、職員人件費については弾力的な採用方針による人事戦略を実施し、前年度と比べて5.5%の削減ができたことが要因として挙げられる。

また、「最広義人件費」が3.0%増加しているが、これは退職者が多く退職手当が前年度より143.9%の大幅増となったためであり、退職手当支給額を除いた項目のみでは、0.3%削減している。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし